

1-1 国際通貨基金

International Monetary Fund : IMF¹

1. 概要

(1) 連絡先

住所：＜本部1＞ 720 19th Street, NW, Washington, DC 20431 USA

＜本部2＞ 1900 Pennsylvania Ave, NW, Washington, DC 20431 USA

Tel : +1-202-623-7000 Fax : +1-202-623-4661 E-mail : publicaffairs@imf.org

URL : <https://www.imf.org/external/japanese/index.htm>

＜アジア太平洋地域事務所（OAP）＞

住所：〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-2 富国生命ビル 21 階

Tel : 03-3597-6700 Fax : 03-3597-6705

URL : <http://www.imf.org/external/oap/jpn/indexj.htm>

(2) 設立・根拠・沿革

1945 年 12 月 ブレトンウッズ協定の一環である国際通貨基金協定

1947 年 3 月 業務開始

(3) 加盟国

190 カ国 （日本加盟は1952年8月）

(4) 目的・機能

国際的な通貨協力の推進、国際貿易の拡大とバランスのとれた成長の促進、為替の安定、多国間決済システムの確立・支援、国際収支困難に陥った加盟国への財源の提供による信認の回復、加盟国の国際収支不均衡の短期間での解消や深刻化の回避の6項目を目的に、経済サーベイランス（政策監視）、金融支援、能力開発の3つの機能を有する。

ア. 経済サーベイランス（政策監視）

IMFが加盟国との政策対話を維持しつつ、各国や世界のマクロ経済状況について評価を行うプロセス。加盟国の為替レート政策について、4条コンサルテーションとして知られる経済政策の全体的枠組みにかかる評価を定期的に行う。また多角的なサーベイランス活動も実施し、結果概要を「世界経済見通し」や「国際金融安定性報告書」（いずれも年2回発行）等に掲載。サーベイランスの過程では、潜在的なリスクを特定し、持続的な経済成長の実現やマクロ経済の安定を図るために必要な政策の調整を助言している。

イ. 金融支援

国際収支困難にある加盟国が、金融およびマクロ経済を安定させ、さらに持続可能な経済成長に必要な状況を回復できるよう融資する。IMFの支援には、低所得国に対する譲許的支援や債務削減も含まれる。世界危機に迅速に対応し各国を支援するため、IMFは融資能力の強化に努め、2009年4月に金融支援の実施メカニズムの大幅な見直しを行った。低所得国に対して融資利用限度を倍増し融資条件の緩和も実施。第14次クォーター一般見直し（2016年1月発効）後は、非

¹ 出典：IMF Annual Report、IMF Financial Statements およびホームページ

譲許的融資制度の利用限度額が拡大した。

ウ. 能力開発

加盟国における政策策定、制度構築、人的資本の強化を目的に、IMFが加盟国の要請に基づき、技術支援の提供および専門知識の研修を行う。

2. 組織・機構

(1) 総務会 (Board of Governors)

- IMF の最高意思決定機関
- 一切の権限を付与されているが、新規加盟の承認および加盟条件の決定、加盟国への脱退要求、協定改正、出資割当額（クォータ）の決定、特別引出権（Special Drawing Rights : SDR）の新規配分等の重要事項を除き、その権限の大半を理事会に委任
- 構成：各加盟国を代表する総務 1 名・総務代理 1 名（通常、財務大臣または中央銀行総裁が総務となり、代理は総務不在の場合にのみ投票権を有する）
- 開催：通常年に 1 回、IMF・世界銀行（世銀）の合同年次総会に際し開催

(2) 大臣級委員会 (Ministerial Committees)

- 国際通貨金融委員会 (International Monetary and Financial Committee : **IMFC**) および世銀・IMF 合同開発委員会 (Development Committee : **DC**) の 2 つの大臣級委員会が、IMF 総務会および IMF・世銀の総務会に各々助言を行う。
- **IMFC** は、通常年に 2 回、IMF・世銀の春季合同会合と秋季の合同年次総会の際に開催され、190 名の総務のうち（理事会の理事を選出する選挙区の構造を反映した）24 名が全加盟国を代表し出席する。世界経済に影響する共通の懸念事項につき協議するほか、IMF の活動の方向性につき助言を行う。各会合後に委員会の見解をまとめた共同声明を発表する。
- **DC** は、新興市場および開発途上国の経済開発にかかる重要事項につき協議・助言を行う。構成委員数は 25 名。開催頻度や共同声明発表については **IMFC** と同様。

(3) 理事会 (Executive Board)

- 通常業務の執行機関
- 構成：単一国あるいは複数国を代表する理事 24 名（全理事選任制）。なお、ガバナンス改革の一環として、新興国や途上国のために、2016 年 11 月選出以降、欧州先進国は代表する理事数を以前より 2 名減らすことをコミットしている。

(4) 専務理事 (Managing Director)

- IMF スタッフの統括、および理事会の議長を兼任（筆頭副専務理事および 4 人の副専務理事が補佐）
- 任期：5 年
- 現職：Kristalina Georgieva（第 12 代。2019 年 10 月 1 日就任）
（世銀 CEO〈2017 年 1 月～2019 年 9 月〉および暫定総裁〈2019 年 2 月～4 月〉、欧州委員などを歴任。ブルガリア出身）

(5) 職員

約 2,700 名

3. 財源

(1) 勘定システム

- 会計年度：前年 5 月～当年 4 月
- 通常条件による貸付のための一般資金勘定と、低所得国向け譲許的（非商業的優遇）条件による貸付や債務救済のための信託基金があり、それぞれ独立して管理されている。

○ 資金規模（2021 年 4 月 30 日現在）

（単位：百万 SDR^(注4)）

一般資金勘定（GRA：General Resource Account）		
加盟国通貨		458,656
（クォータ）		475,808
保有 SDR（特別引出権）		22,203
保有金		3,167
準備金		23,350
NAB（含コミット済未実行分）および二国間借入可能枠		495,815
信託基金		
貧困削減・成長トラスト（PRGT） ^(注1)		21,172
貸付金勘定		12,791
準備金勘定		4,148
利子補給金勘定		4,233
貧困削減成長・重債務貧困国トラスト（PRG-HIPC） ^(注2)		317
大災害抑制救済トラスト（CCR） ^(注3)		136

（注 1）PRGT= Poverty Reduction and Growth Trust

（注 2）PRG-HIPC Trust=Trust for Special Poverty Reduction and Growth Operations for the Heavily Indebted Poor Countries and Interim Extended Credit Facility Subsidy Operations

（注 3）CCR Trust=Catastrophe Containment and Relief Trust

エボラ出血熱危機対応のため、それまでの「大災害後債務救済トラスト」（PCDR Trust 実績はハイチ）をベースに 2015 年 2 月に新設され、その後に IMF の他のトラストや二国間資金で増額されてきている。2020 年 3 月に CCRT の強化が行なわれ、新型コロナウイルス感染拡大の最貧国への影響緩和のため、グラントベースの債務救済に活用されている。適格国 29 カ国を対象に、2020 年 4 月、同年 10 月、2021 年 4 月の 3 回のトラッシュで、2020 年 4 月 14 日～2021 年 10 月 15 日の期間に返済期限を迎える IMF 債務について総額 5.2 億 SDR の返済猶予を行っている。

（注 4）SDR1=1.43599（2021 年 4 月末現在）

(2) クォータ（出資割当額）

加盟国からのクォータの支払いが IMF の主な財源となっている。クォータは各加盟国の経済規模を概ね反映したもので、IMF の融資財源への拠出限度額を定めているほか、加盟国の議決権数、IMF 資金利用限度額、SDR 新規配分の算定根拠ともなる。クォータは少なくとも 5 年に 1 度見直しが行われる（但しクォータの変更を伴わない場合もある）。

○ 主要加盟国のクォータおよび議決権シェア（2021 年 3 月 21 日現在）

国 名		クォータ		議決権 ^(注1)
		(百万SDR)	シェア (%)	シェア (%)
先進 経済 国	米国	82,994	17.43	16.50
	日本	30,821	6.47	6.14
	ドイツ	26,634	5.59	5.31
	英国	20,155	4.23	4.03
	フランス	20,155	4.22	4.03
	先進経済国 ^(注2) 計	292,465	61.39	59.07
途 上 国 等	中国	30,483	6.40	6.08
	インド	13,114	2.75	2.63
	ロシア	12,904	2.71	2.59
	ブラジル	11,042	2.32	2.22
	サウジアラビア	9,993	2.10	2.01
	新興市場・途上国計	183,807	38.61	40.93
合計		476,272	100.00	100.00

(注 1) 各国の議決権は、各国一律の基礎票（総数は総議決権の 5.502%）にクォータ 10 万 SDR 毎に 1 票を加えたもの

(注 2) G7、ユーロ圏（G7 以外の 16 カ国）、オーストラリア、ニュージーランド、チェコ、デンマーク、アイスランド、ノルウェー、スウェーデン、スイス、サンマリノ、イスラエル、シンガポール、韓国、アンドラの 36 カ国（IMF “World Economic Outlook” Oct 2021）

(3) 金の保有

- IMF は、9,047 万トロイオンス（2,814 メトリックトン）の金を保有している（時価では約 1,114 億 SDR（約 1,600 億米ドル）（2021 年 4 月 30 日現在））。
- 金は固定相場制の下、国際通貨制度の下で中心的な役割を果たしてきた。こうした中、1970 年代前半までの間、IMF は①加盟国からの利息等支払い、②加盟国による他の加盟国通貨の購入代金の支払い、③加盟国からの元本返済、通じて、加盟国から金を取得してきた。
- 管理通貨制度が停止され、金が SDR を含む通貨の価値基準としての役割を有さなくなったことを踏まえ、1978 年 4 月の IMF 協定の第 2 次改正の結果、IMF は、金につき、市場価格での売却のみが許容されることとなった（ただし、例外としては 1999 年 12 月に、HIPC Initiative への参加のための原資調達のために、1,400 万トロイオンスを相対で売却）。

- IMF は、2009 年 9 月、前年に理事会で承認された長期的財源確保措置の一環として、上記協定改正後に取得した金 403.3 トン（当時の IMF の保有総量 2,814.1 トンの 1/8 に相当）の売却を開始。2010 年 12 月までにインド準備銀行向け 200 トンを含む 403.3 トンを総額 95 億 SDR で売却した。
- IMF は、金の売却益見合いの金額のうち、2012 年 2 月の理事会で 7 億 SDR（2012 年 10 月発効）を、IMF の準備金から加盟各国にクォータに応じて配分した。配分にあたったの条件は、加盟国が配分額の 9 割相当以上を PRGT の新たな補助金として拠出することであったが、これまでに 95 パーセントにつき PRGT への拠出が約定済で、かつ 89.1%が実際に拠出済である。さらに同年 9 月の理事会で、同じく金の売却益見合いの金額のうち、17.5 億 SDR（2013 年 10 月発効）が、同様に IMF の準備金から加盟各国にそのクォータに応じて配分された。配分にあたったの条件は、同じく PRGT への 9 割相当以上の拠出であり、これまでに 95 パーセントにつき PRGT への拠出が約定済で、かつ 89.4%が実際に拠出済である。

(4) 借入取極

ア. 多国間借入取極

IMF は、大規模な金融危機発生などで加盟国の資金ニーズが急増する場合に財源を補完するために、多国間借入取極を有している。

1998 年に発効した新規借入取極（NAB : New Arrangements to Borrow）は、1994 年のメキシコ金融危機を受けて、翌年のハリファックス・サミットで行われた提案に基づき、IMF の借入額が一般借入取極（GAB : General Arrangements to Borrow、1962 年に取極められ 2018 年 12 月に失効）限度額の 2 倍に増やせるよう、IMF が日本を含む先進 25 カ国・地域との間で取極めたもの。当初借入枠は 340 億 SDR。1998 年 12 月にブラジル向けスタンドバイ取極関連の資金調達（コミット額 91 億 SDR）にあたり、利用された。

- 2009 年 4 月の G20 サミットで IMF の融資財源を約 2,500 億米ドルから 7,500 億米ドルへと 3 倍増とすることが合意されたのを受け、新規参加国を含む 38 の NAB 参加国・地域は、NAB 借入枠を 3,675 億 SDR まで拡大することに合意、借入枠の拡大は、理事会承認を経て 2011 年 3 月に発効した（「Expanded NAB」と呼称）。その後、2011 年 11 月にポーランド中銀が参加したため、借入枠は 3,700 億 SDR まで増額された。
- その後、2010 年 12 月決議による第 14 次クォーター一般見直し（クォータ倍増）が 2016 年 1 月に発効したことに伴い、クォータ活用優先の趣旨から、2016 年度に NAB の借入枠は 1,806 億 SDR に一時的に減額された。
- しかしながら 2020 年 1 月に、NAB 借入枠の倍増（→3,650 億 SDR）と新規有効期間（2021～25 年）が理事会で承認され、2021 年 1 月に発効した。
- 2021 年 4 月末時点で 38 カ国により、3,610 億 SDR の借入枠が設定されている。
- NAB の発動には、投票資格を有する参加国の与信枠合計の 85%を占める参加国の同意と理事会の承認が必要とされる。

イ. 二者間借入取極（BBA : Bilateral Borrowing Agreements）

- IMF は、2009 年 2 月の日本との間の 1,000 億ドルの契約締結を始め、加盟国との二者間借入

取極を多数締結してきている。また 2009 年 7 月の理事会承認により IMF が公的部門を対象に債券を発行することが可能となったことを受け、2009 年 9 月に中国人民銀行との間の 320 億 SDR（当時約 500 億米ドル）の債券購入契約（Note Purchase Agreement）を締結した。これら二者間借入はその後、上述の「Expanded NAB」に編入された。

- 2016 年 8 月に新たな二者間借入取極枠（当初の期間は 2019 年末までだったが、2020 年末まで延長）の設定が理事会で承認された。続いて 2020 年 3 月には 2021～23 年末まで（1 年間の延長可能）の新規取極が理事会で承認され、2021 年 1 月に発効した。
- 2021 年 9 月末時点で、42 カ国により、合計 1,380 億 SDR の借入枠が設定されている。
- BBA は、BBA 以外の IMF のコミット可能枠が（NAB を含め）1,000 億 SDR を下回り、NAB が利用済み若しくは NAB 借入枠設定が未了なために NAB の利用可能な資金がない場合に発動される。発動にあたっては、与信枠を設定している国のうち、借入枠総額の 85% を占める国の承認が必要となる。

<参考> **SDR（特別引出権：Special Drawing Rights）**

- 1969 年に IMF が創設し配分する国際準備資産で、その価値は、2017 年度末現在、ドル、ユーロ、人民元、円、およびポンドの通貨バスケットに基づき決定される。構成は通常 5 年ごとに IMF 理事会が見直す。
- 2016 年 10 月 1 日以降の構成 5 通貨のウェイトは次のとおり：
- ドル 41.73%、ユーロ 30.93%、人民元 10.92%、円 8.33%、ポンド 8.09%
- （次回見直しの延期により、2022 年 9 月末まで適用される）
- 2021 年 4 月 30 日現在の累積配分額は 2,042 億 SDR（約 2,932 億米ドル）で自由利用可能通貨との交換が可能。
- 2021 年 8 月 23 日、IMF 史上最大規模の約 6,500 億米ドルの SDR 新規配分が発効。
- SDR 金利は、SDR 構成通貨の短期市場における代表的な短期借入金利の加重平均を基に毎週決定されている。

4. 業務内容

(1) 融資制度

○ 一般資金勘定（GRA）の融資

融資制度	スタンバイ取極（SBA）	拡大信用供与措置（EFF）	フレキシブル・クレジットライン（FCL）
創設	1952 年	1974 年	2009 年
目的	短期的な国際収支問題を抱える国への短・中期的支援	長期的な国際収支問題に対処するための構造改革を支える長期的支援	発生済・若しくは潜在的な国際収支上の問題に対処するための柔軟性の高いクレジットライン
条件	国際収支上の問題について合理的な期間内の解決が見込まれる政策の採用	承認時に、構造上の課題と続く 12 カ月の政策の詳細を含む、最長 4 年間のプログラムを採用すること	予め強固なマクロ経済ファンダメンタルズと経済政策枠組みを有すること、政策実施について良好なトラックレコードを有することを確認

フェージングとモニタリング	パフォーマンスクライテリアなどの条件の遵守を条件に、通常は四半期ごとに引出し	パフォーマンスクライテリアなどの条件の遵守を条件に、四半期または半年ごとに引出し	取極め期間にわたりアップフロントでの引出しを含め柔軟に引出し可。ただし取極め期間2年の場合の2年目の引出しについては、取極め期間の1年目に行われる中間レビュー次第で判断
引出限度	年間：クォータの145%（新型コロナショックを受け2021年末まで245%に引上げ） 累計：クォータの435%	年間：クォータの145%（新型コロナショックを受け2021年末まで245%に引上げ） 累計：クォータの435%	なし
金利	基本金利（SDR金利） +上乗せ金利 （クォータ比187.5%超過部分を対象に200bp、36ヵ月超過後は同部分を対象に300bp）	基本金利（SDR金利） +上乗せ金利 （クォータ比187.5%超過部分を対象に200bp、51ヵ月超過後は同部分を対象に300bp）	基本金利（SDR金利） +上乗せ金利 （クォータ比187.5%超過部分を対象に200bp、36ヵ月超過後は同部分を対象に300bp）
手数料	サービスチャージ：0.5% コミットメントフィー：未引出残高に対し、クォータの115%以下について年率15bp、同115%超575%以下の部分に対し30bp、同575%超の部分に対し60bp（引出し実行時に引出額に応じて払戻される）	サービスチャージ：0.5% コミットメントフィー：未引出残高に対し、クォータの115%以下について年率15bp、同115%超575%以下の部分に対し30bp、同575%超の部分に対し60bp（引出し実行時に引出額に応じて払戻される）	サービスチャージ：0.5% コミットメントフィー：未引出残高に対し、クォータの115%以下について年率15bp、同115%超575%以下の部分に対し30bp、同575%超の部分に対し60bp（引出し実行時に引出額に応じて払戻される）
返済期間	3年3ヵ月～5年	4年6ヵ月～10年	3年3ヵ月～5年
返済方法	四半期返済	半年賦	四半期返済

融資制度	予防的流動性枠（PLL）	短期流動性枠（SLL）	ラピッド・ファイナンス・インストルメント（RFI）
創設	2011年	2020年	2011年
目的	良好なマクロ経済ファンダメンタルズと経済政策を持つが一定の脆弱性を有する国を対象とする	外生ショックに起因する緩やかな国際収支上の問題が生じた際の流動性補完	緊急を要する国際収支上のニーズを抱える加盟国への迅速な金融支援。全加盟国が対象。
条件	良好な政策枠組み、対外ポジジョンおよび市場アクセス、健全な金融部門を有すること	予め強固なマクロ経済ファンダメンタルズと経済政策枠組みを有すること、政策実施について良好なトラックレコードを有することを確認。	国別サベイレバンス等において適切なマクロ経済政策実施のトラックレコードを有すること、国際収支上の問題の解決努力を確認。
フェージングとモニタリング	前倒しでの引出し可。期間1～2年の場合は、半年ごとにレビュー実施	取極め期間にわたり、融資枠の範囲で引出し可。既往融資の買戻しを行った場合は、買戻し分につき融資枠は増額。	即時引出し（プログラムやレビューは不要）
引出限度	取極め期間6ヵ月間の場合：クォータの125% 取極め期間1～2年の場合：	クォータの145%を上限。 12ヵ月間のリボルビング	通常ウインドウ 年間：クォータの50%（大型自然災害は同80%）

	1 年目はクォータの 250%。 2 年目迄の累積 500%。		累計：同 100%（大型自然災害は同 133.33%） 大災害ウインドウ（災害被害額が GDP の 20%を上回る場合） 年間：80% 累計：133.33% *2021 年 6～12 月の時限措置 通常ウインドウ 年間：クォータの 100%（大型自然災害は同 130%） 累計：同 150%（大型自然災害は同 183.33%） *2022 年 1 月～2023 年 6 月の時限措置 通常ウインドウ 年間：クォータの 50%（大型自然災害は同 80%） 累計：同 150%（大型自然災害は同 183.33%）
金利	基本金利（SDR 金利） +上乗せ金利 （クォータ比 187.5%超過部分 を対象に 200bp、36 カ月超 過後は同部分を対象に 300bp）	基本金利（SDR 金利） +上乗せ金利 （クォータ比 187.5%超過部分に対 象に 200bp）	基本金利（SDR 金利） +上乗せ金利 （クォータ比 187.5%超過部分に対 象に 200bp、36 カ月超後は同部 分を対象に 300bp）
手数料	サービ スチャージ：0.5% コミットメントフィー：未引出残高に 対し、クォータの 115%以下に ついて 15bp、同 115%超 575%以下の部分に対し 30bp、同 575%超の部分に対 し 60bp（引出し実行時に引 出し額に応じて払戻される）	サービ スチャージ：0.5% コミットメントフィー：融資枠に対して 0.08%（払戻し無し）	サービ スチャージ：0.5% コミットメントフィー：未引出残高に対し、 クォータの 115%以下について 15bp、同 115%超 575%以下の部 分に対し 30bp、同 575%超の部分 に対し 60bp（引出し実行時に引 出し額に応じて払戻される）
返済期間	3 年 3 カ月～5 年	12 カ月以内に返済	3 年 3 カ月～5 年
返済方法	四半期返済		四半期返済

（注）bp：ベース・ポイント、0.01%。

○ 低所得国に対する譲許的融資

融資制度	拡大クレジット・ファシリティ （ECF）	スタンドバイ・クレ ジット・ファシリテ ィ（SCF）	ラビッド・クレジット・ファシリティ （RCF）
目的	長期化している国際収支上の問 題に対処	短期的な国際収支上 のニーズの解決	緊急を要する国際収支上のニーズを抱える加盟 国への迅速な金融支援

適格性	貧困削減・成長トラスト（PRGT）下で適格性を有する国		
条件	国際収支上の問題の長期化、資金ニーズの存在	承認時における国際収支上の短期的なニーズ（潜在的なものの実現済のもの双方）を確認。なお引出しにあたっては実需が発生していることが要件。	国際収支上の緊急のニーズがあり、UCT(Upper Credit Tranche)引出しに必要なコンディショナリティと同等のプログラムの適用が不可能または不要と判断される場合
貧困削減成長戦略(PRS)	IMF のプログラムと対象国の貧困削減戦略との整合性。PRS 文書の提出が必要	IMF のプログラムと対象国の貧困削減戦略との整合性。取極期間が2年超の場合 PRS 文書の提出不要	IMF のプログラムと対象国の貧困削減戦略との整合性。 PRS 文書の提出不要
コンディショナリティ	UCT(Upper Credit Tranche)引出しに必要なコンディショナリティと同レベルのものを要件とする。	UCT(Upper Credit Tranche) 引出しに必要なコンディショナリティと同レベルのものを要件とする。	事後のコンディショナリティなし
融資条件	金利：ゼロ	金利：ゼロ	金利：ゼロ
	返済期間 10 年（据置期間：5.5 年）	返済期間 8 年（据置期間：4 年）	返済期間 10 年（据置期間：5.5 年）
		Availability Fee：未引出し額を対象に 0.15%	
予防的利用	不可	可	不可
期間・複数回の引出し	3～5 年、複数回の引出し可能。	12 カ月～36 カ月。コミット期間 6 年間の中で、3 年間のみ利用可能	原則一括貸付。 ただし、以下の場合は、複数貸付が可（年間貸出回数は 2 回が上限）。 ・外生ショック枠と大規模自然災害枠の場合 ・追加貸出要請前 6 か月間における良好なマクロ経済政策運営（2021 年 4 月 6 日まで年間貸出回数の上限規制停止）
他の融資等との併用	一般財源の SBA、EFF と同時に利用可能。	一般財源の SBA、EFF と同時に利用可能。Policy Support Instrument（PSI）との併用も想定	一般財源(RFI と同時に利用可能。なお RFI 下での借入れは RCF の限度額に加算)
融資枠の利用基準	譲許的融資残高の合計がクォータの 100%未満の場合は、3年間の ECF 取極ごとにクォータの 120%、 譲許的融資残高の合計が 100～200%の国は、3年間の取極ごとにクォータの 75% 2021 年 6 月までの時限措置として、譲許的融資残高の合計が同	譲許的融資残高の合計がクォータの 100%未満の場合は、18 カ月の SCF 取極ごとにクォータの 120%、 譲許的融資残高の合計が 100～200%の国は、18 カ月の取	外生ショック枠と大規模自然災害枠における融資枠の利用基準なし。 融資枠限度 ・通常ウィンドウ 年間：クォータの 50% 累計：同 100% 1 回あたりの貸付限度：同 25% （未までの時限措置として 1 回あたりの貸付

	200%を超える場合は、クォータの435%の累計利用限度額（または535%の例外的利用限度額） ^(注) を考慮。	極ごとにクォータの75% 2021年6月までの時限措置として、譲許的融資残高の合計が同200%を超える場合は、クォータの435%の累計利用限度額（または535%の例外的利用限度額） ^(注) を考慮。	限度を停止) ・外生ショックウィンドウ 2020年4/6～2021年末 年間：同100%（←同50%） 累計：同150%（←同100%） 2022年年初～2023年6月末 年間：50% 累計：150% ・大災害ウィンドウ 2020年4/6～2021年末 年間：同130%（←80%） 累計：同183.33%（←133.33%） 2022年年初～2023年6月末年間：80% 累計:183.33%
--	---	---	--

(注) COVID-19に伴う特例措置として、PRGTの利用基準について3つのファシリティ合計の利用限度が引き上げられている。年間利用限度では、2020年7月～2021年4月6日までの期間について、標準的利用でクォータの100%から150%に、例外的利用では同133%から183%に、それぞれ引き上げ、その後2021年6月末までの期間について、標準的利用を同245%に、例外的利用を同278%に引き上げている。累計利用限度では、2021年3月22日までの期間について、標準的利用を同300%、例外的利用を400%に据え置いていたが、その後同年6月末までの期間については、標準的利用を同435%に、例外的利用を同535%に、それぞれ引き上げている。

5. 実績

○ 承諾実績

(単位：件、百万SDR)

制度／年度	2018		2019		2020		2021	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
SBA	-	-	2	43,514	2	330	2	7,601
EFF	2	887	3	5,916	5	6,191	3	8,029
FCL	1	62,389	1	△ 1,065	1	44,564	3	37,717
PCL・PLL	-	-	1	2,151	-	-	1	1,884
GRA計	3	63,276	7	50,516	8	51,085	9	55,231
PRGT計	8	1,703	2	235	9	2,282	31	4,269
合計	11	64,979	9	50,751	17	53,367	40	59,500

(注) 件数は新規案件のみ。金額は既承認案件の増額承認を含む。GRAはRFIを除く。

○ 承諾実績内訳 (2021 年度)

(単位：百万SDR)

制度	金額	対象国
SBA	7,601	ウクライナ (3,600)、ホンジュラス (108)、エジプト (3,764)、アルメニア (129)
EFF	8,029	エクアドル (4,615)、ケニア (1,248)、コスタリカ (1,238)、アンゴラ (540) ジョージア (274)、パルバドス (114)
FCL	37,717	チリ (17,443)、コロンビア (12,267)、ペルー (8,007)
PLL	1,884	パナマ (1,884)
GRA計	55,231	
ECF	1,004	アフガニスタン (259)、ケニア (407)、マダガスカル (220)、ペナン (76)、モーリタニア (20)、サントメプリンシペ (2)、ガンビア (20)
SCF	54	ホンジュラス (54)
RCF	3,211	ニカラグア (43)、セントビンセントおよびグレナディーン諸島 (12)、ジブチ (32)、キルギス (30)、南スーダン (160)、タジキスタン (139)、ウズベキスタン (92)、バングラデシュ (178)、ミャンマー (172)、ネパール (157)、パプアニューギニア (263)、ソロモン諸島 (7)、ナミビア (7)、ペナン (41)、カメルーン (276)、チャド (49)、ギニア (107)、ギニアビサウ (14)、ケニア (543)、レソト (12)、リベリア (36)、マダガスカル (122)、マラウィ (139)、ルワンダ (80)、シエラレオネ (139)、ウガンダ (361)
PRGT計	4,269	
合計	59,500	

(注) 金額は既承認案件の増額・減額承認を含む。GRA は RFI を除く。

○ 融資実行・返済実績

(単位：百万SDR)

制度／年度	2019	2020	2021
実行	35,084	20,678	27,195
GRA (パーチェス)	34,030	16,755	22,956
SBA	29,014	3,980	4,481
EFF	5,016	4,553	5,103
FCL	-	-	3,750
PLL	-	2,151	-
RFI	-	6,071	9,622
PRGT (貸出)	1,054	3,923	4,239
ECF	969	1,189	630
RCF	85	2,709	3,520
SCF	-	25	89
返済	9,186	7,930	7,604
GRA (リパーチェス)	8,220	6,874	6,743
PRGT (返済)	966	1,056	861

○ 融資残高

(単位：百万SDR)

制度／年度	2019	2020	2021
SBA	31,777	34,520	38,192
EFF	30,800	30,437	30,740
FCL	-	-	3,750
PLL	-	2,151	1,500
RFI	936	6,380	15,519
その他 ^(注)	181	87	87
GRA計	63,694	73,575	89,788
PRGT	6,377	9,244	12,622
合計	70,071	82,819	82,819

(注) Enlarged Access and Supplementary Financing Facility 等

○ 融資残高の地域（域内主要国）別内訳（2021 年度末）

(単位：百万SDR、%)

GRA			PRGT		
地域（主要国）	融資残高	シェア	地域（主要国）	融資残高	シェア
アフリカ	10,438	11.6	アフリカ	9,524	75.4
うち南アフリカ	3,051	3.4	うちガーナ	1,431	11.3
ナイジェリア	2,455	2.7	コートジボワール	801	6.3
アンゴラ	2,143	2.4	ケニア	750	5.9
			カメルーン	704	5.6
アジア・大洋州	1,886	2.1	アジア・大洋州	1,245	9.9
うちスリランカ	942	1.1	うちバングラデシュ	562	4.5
欧州	9,914	11.0	欧州	110	0.9
うちウクライナ	7,141	8.0	うちモルドバ	110	0.9
ギリシャ	1,510	1.7			
中東・中央アジア	24,490	27.3	中東・中央アジア	1,380	10.9
うちエジプト	13,239	14.8	うちキルギス	141	1.1
パキスタン	5,386	6.0			
チュニジア	1,688	1.9			
モロッコ	1,500	1.7			
米州	43,060	48.0	米州	363	2.9
うちアルゼンチン	31,914	35.5	うちハイチ	124	1.0
エクアドル	4,387	4.9			
合計	89,788	100.0	合計	12,622	100.0

○ 融資残高上位 5 カ国

(単位：百万SDR)

	2019年度末		2020年度末		2021年度末	
1	アルゼンチン	28,014	アルゼンチン	31,914	アルゼンチン	31,914
2	ウクライナ	7,664	エジプト	8,597	エジプト	13,239
3	ギリシャ	7,588	ウクライナ	6,489	ウクライナ	7,141
4	エジプト	7,164	パキスタン	5,733	パキスタン	5,386
5	パキスタン	4,153	ギリシャ	4,554	エクアドル	4,387

6. コラム

新型コロナウイルス感染対策として、2020 年 3 月に、ゲオルギエバ専務理事により、低所得国・新興市場向け緊急融資最大 500 億米ドルの提供を発表。RCF と RFI を活用するもので、このうち 100 億米ドルは RCF を通じる最貧国向け無利子融資である。翌 4 月には、流動性の補強を目的に新たに SLL (Short-term Liquidity Line) が導入された。PRGT を通じる譲許的融資制度の利用限度額について一時的な引き上げも行われた。コロナ禍発生以降 2021 年 4 月末までに、86 カ国を対象に合計 1,100 億米ドル超の融資を承認している。